

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み

株式会社 廣濟堂

当社は、「廣濟」(「社会に貢献する」意)の精神のもと事業を行い、株主価値の最大化と持続的な企業価値の向上及び社会から信頼される企業を目指し、そのために、収益力の向上はもちろんのこと、株主の権利を重視し、また、効率的で公正かつ透明性の高い経営の実践、コンプライアンスの徹底及び社会貢献活動の推進により、コーポレートガバナンスの充実を図っていくことを、コーポレートガバナンスの基本方針としております。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する、当社の取組み状況や取組み方針は、以下のとおりです。

■第1章 株主の権利・平等性の確保■

基本原則1

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を実質的に確保するため、全ての株主に対して当社情報の適時、正確、公平かつ継続的な開示を行うことを基本としております。金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」といいます)を順守するとともに、適時開示義務がないものであっても情報開示が有益と判断するものについては開示を行う方針であり、今後も株主の権利の確保と適切な権利行使のための環境の整備を継続してまいります。

なお、外国人株主ならびに少数株主への対応につきましても、順次、株主の適切な権利行使のための環境の整備を検討してまいります。

原則1-1 株主の権利の確保

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、円滑に権利の行使ができる環境の整備を行ってまいります。

補充原則1-1①

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営に反映させるため、株主総会における当社提案の議案について、相当数の反対票が投じられたときは、担当取締役が反対理由や反対票が多くなった原因の分析を行ない、対応について検討を行っております。

また、かかる分析結果を取締役に報告し、取締役会で株主との対話その他の対応の要否について、検討を行っております。

補充原則1-1②

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、総会決議事項の一部を取締役に委任できる事項として、自己株式の取得を取締役会の決議により取得することができる旨を定款で定めておりますが(会社法第165条第2項)、現時点において社外役員(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下同じです。)が全体の5分の2を占めており、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を構築しております。

補充原則1-1③

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を十分に認識しており、とりわけ会社法上の少数株主権等の権利行使については、株式取扱規則で予め権利行使の手続を明示的に定めるなどして、少数株主権の行使が事実上妨げられることのないように十分配慮しております。

原則1-2 株主総会における権利行使

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社では、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、会社法に従って株主に提供すべき参考書類に充実した記載を行う等して、必要かつ十分な情報を株主に提供しております。また、当日出席できない株主については、議決権行使書の郵送による議決権行使方法を採用し、また議決権の代理行使を認め、適切に株主が議決権を行使することができる環境を整備しております。

今後は、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日及び開催場所の設定や株主総会の質疑応答について、当社ウェブサイトでの開示を検討する等、より株主が適切に議決権を行使することができるような環境の整備を検討してまいります。

補充原則1-2①

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報提供について必要に応じ適確に提供すべきと考えており、株主総会招集通知において、業績結果を適確に理解いただくため、グラフ等を用いて業績推移を示す等、株主の判断に資すると考えられる情報を提供しております。

補充原則1-2②

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期開示を行っております。具体的には、法定の株主総会招集通知発送日の3営業日前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。

また、今後は、会計監査人による適切な監査時間の確保等情報の正確性を担保することを考慮しつつ、招集通知の早期発送にも努めてまいります。

補充原則1－2③

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主との対話の充実や多くの株主が株主総会に出席できる日程を設定することに配慮しつつ、一方で、法定の株主総会招集通知発送日前の招集通知の電子的開示並びに議決権行使書の郵送による議決権行使及び議決権の代理行使を採用している観点と、監査役及び会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間の確保という観点の両面から、適切と思われる開催日を設定しております。

補充原則1－2④

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社では、現在の当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率が高いとは言えないことを勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳は今後の機関投資家及び海外投資家の比率の推移その他の事情を考慮して、必要に応じて検討してまいります。

補充原則1－2⑤

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社では、信託銀行等を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主から株主総会への出席の申し出があった場合、その対応を信託銀行等と協議いたします。

なお、当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則として認めていません。しかし、今後は実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの整備を行ってまいります。

原則1-3 資本政策の基本的な方針

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、成長が可能となる事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、事業活動に伴うリスクと比較して十分であること等を考慮し、事業の選択と集中を行いつつ、検討してまいります。株主の皆様への利益配分につきましては、財務基盤及び今後の投資計画等を鑑み、適切に対応していくことが必要と考えており、その実現のため自己資本利益率(ROE)、自己資本比率及び営業利益を経営指標として、効率的な経営を行ってまいります。

原則1-4 いわゆる政策保有株式

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社が保有する「いわゆる政策保有株式」については、円滑な取引関係の維持・強化、金融機関との安定取引かつ維持等を目的とすることを基本方針としております。また、当社の主要な政策保有の意義については、担当取締役が、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、適宜見直しを行い、毎年取締役会に諮り、検討することとしています。さらに、政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案が発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上が期待できるか等を総合的に判断し、行っております。

原則1-5 いわゆる買収防衛策

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は様々なステークホルダーを抱え、また極めて公共性の高い事業を営む子会社もあること等から、大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものかを慎重に判断するための期間を確保することが必要と考え、監査役を含めた取締役会においてその必要性・合理性を検討した上で、経済産業省及び法務省による指針に適合した買収防衛策を導入し、かつ会社法及び金融商品取引法に基づいて当該買収防衛策について

開示しております。

補充原則1-5①

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、当社の企業価値の向上その他株主の利益に資するかどうか等を勘案の上で、株主に対して十分な情報を提供するため、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。その際には、当社は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることはいたしません。

原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等に基づく手続きを適法かつ適正に履践し、監査役はその手続の必要性合理性を検討します。

また、当社取締役会は独立社外役員の意見を仰ぎ、また監査役の意見を踏まえて、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、当社ウェブサイトでの説明資料の掲載や株主総会の場を活用する等して、十分な説明を行います。

原則1-7 関連当事者間の取引

上場会社とその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。

当社は、関連当事者間の取引については取締役会決議事項として、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。

また、主要な株主との取引については、一般の取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。

当社の全ての役員に対して、年1回関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

■第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働■

基本原則2

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しております。

当社の取締役会・経営陣は、社名にある「廣濟」（「広く社会に貢献する」意）を経営理念として、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成を行っております。

原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、社名にある「廣濟」（「広く社会に貢献する」意）を経営理念として策定し、印刷、IT、人材、出版、葬祭等の各事業を通して、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業を目指しております。
(経営理念：<http://www.kosaido.co.jp/ir/info/idea.html>)

原則2-2 会社の行動準則の策定・実践

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、行動準則として「廣濟堂企業行動憲章」を定め、ステークホルダーの権利・立場や企業風土の醸成を行っております。

(廣濟堂企業行動憲章：<http://www.kosaido.co.jp/csr/idea.html>)

また、取締役会は、当該行動準則を、社員であればだれでも閲覧することのできる社内イントラに掲載して、随時確認できる環境を整備することにより、当該行動準則の浸透を図るとともに、当該行動準則が遵守されるようにしております。

補充原則2-2①

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、経営理念・行動準則・社員心得等を定めており、これらを尊重する企業風土が形成されています。

また、半年に一度の方針会議、毎月の水曜会（月次全員朝礼）、毎日の各職場朝礼等において全社員への浸透が図られており、さらに方針会議で確認された行動準則の実践の結果は取締役会へ報告され審議されております。

原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に適切に対応するとともに、環境保全、地域社会との共生、社会貢献活動等を推進し、持続可能な社会の形成を念頭に企業活動を行っております。

補充原則2-3①

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社が、持続可能な社会の形成のために行っている主な取組みとして、環境保全、地域社会との共生、社会貢献活動があり、当社取締役会はこれを推進しております。

環境保全に向けては、環境マネジメントシステムの国際規格を取得するとともに、有害な廃液を一切出さない「水なし印刷」方式での印刷や、大気・水質の汚染物質をほとんど含まない水性フレキソインキを使用したフレキソ印刷を行っております。これらに加えて、印刷用紙にリサイクル製品を使用する等環境に配慮した原材料の使用を行っております。また、当社は世界的に森林の管理・保全を推進する国際機関 FSC の認証を受けた事業者であり、国際機関 FSC が認証した用紙を積極的に利用しております。

地域社会との共生及び社会貢献活動に向けては、地域のクリーン活動及び地域行事への参加や、当社工場での就労体験学習の受け入れ等を行っております。

原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、社内に多様な視点や価値観が存在することが、当社の持続的な成長を確保する上での強みとなることを認識しております。

事業の多角化に応じ、多様な人材の採用と活用に積極的に取り組んでおりますと共に、女性社員が活躍しやすい職場環境整備の推進等、社員の多様なワークスタイルに応じた環境を提供しております。

原則2-5 内部通報

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく内部通報できるよう、社内の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した窓口を設置するとともに、事実調査は合議体であるコンプライアンス委員会を設置して行います。また、通報者が不利益扱いを受けないよう保護される規程を設けております。さらに、当社関係会社の従業員も当社が設置した通報窓口を利用することができるなど、当社グループ会社全体を俯瞰した内部通報制度を整備しております。当社取締役会は、こうした内部通報制度の運営状況について、適宜、報告を受け、より充実した制度となるよう、今後の方針等について審議を行ってまいります。

補充原則2-5①

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した窓口を設置しています。

また、内部通報に関する社内規程により、通報者が不利益扱いを受けないよう保護される体制を整備しております。今後は、内部通報制度に係る体制整備強化策の一環として、経営陣から独立したコンプライアンス委員会を設置いたします。

■第3章 適切な情報開示と透明性の確保■

基本原則3

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、正確で分かりやすく有用性の高い情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。

法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断した情報(非財務情報も含む)については、当社ウェブサイトやファクトブックなどで、随時情報開示を行い、適切な情報開示と透明性の確保を行っております。

原則3-1 情報開示の充実

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(i) 経営理念、中期経営計画を、当社ウェブサイトにて以下のとおり掲載しております。

(経営理念:<http://www.kosaido.co.jp/ir/info/idea.html>)

中期経営計画:<http://www.kosaido.co.jp/ir/info/midterm.html>)

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本姿勢を、当社ウェブサイトで開示しております。

(当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本姿勢:

<http://www.kosaido.co.jp/csr/governance.html>)

(iii) 取締役の報酬は、株主総会で承認された金額を上限として、役位、業績、貢献度等の諸般の要素を考慮

した上で取締役会が報酬の原案を作成し、本案について独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会の審議及び答申を受けたうえで、取締役会で決定しております。

(iv) 取締役及び監査役の候補者の指名と選任に際しては、人格、能力、識見、経験、実績、経営者としてのバランス感覚等の要素を総合的に判断することを方針とし、取締役会決議により、取締役・監査役の候補者を決定しております。なお、取締役候補者の任意の指名と選任に際しては、独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会の審議及び答申を受けたうえで、取締役会で候補者を決定しております。

(v) 当社は、取締役・監査役候補者の新任の際には、個々の選任・指名理由を開示しておりますが、今後は、すべての候補者の選任・指名理由について、株主総会招集通知において開示する方針です。

補充原則3-1①

上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うようにしております。

補充原則3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、海外投資家向け資料として、ファクトブックの英文開示を行っております。

今後も、当社の海外投資家の比率を踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報開示を検討してまいります。

原則3-2 外部会計監査人

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会、経理・財務・内部監査室等の関連部門とが相互に連携し、監査日程及び体制の確保に努め、外部会計監査人が適切な監査を行える体制を確保しております。

補充原則3-2①

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 監査役会は、外部会計監査人による適正な監査の確保のために、外部会計監査人の行う監査及びその方法の適正性を監査するとともに、より適正な監査実現のため、外部会計監査人を評価しておりますが、監査役会によりこの評価基準を策定しております。
- (ii) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人 興亜監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

補充原則3-2②

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 外部会計監査人から要請があれば、代表取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けております。
- (iii) 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しております。また、外部会計監査人は、監査役や内部監査部門(内部監査室)との間で情報交換を行う等して協力関係を構築しております。さらに、外部会計監査人、社外取締役、社外監査役、監査役及び内部監査部門をメンバーとする定期的な会合を開催しております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、財務担当取締役のもと調査及び是正を行い、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する体制としております。また、監査役会は、審議・調査を行った上で、取締役に対して助言・勧告を行う等必要な措置を行う体制としております。なお、監査役会は常勤監査役が中心となり、内部監査室その他関連部門と連携・調査・是正を行うこととしております。

■第4章 取締役会等の責務■

基本原則4

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会において、企業戦略の策定及び経営陣の適切なリスクテイクのための環境整備を行っております。

また、当社の社外役員は全体の5分の2を占めており、取締役に対する実効性の高い監督を行う体制を構築しております。

原則4-1 取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会は、当社経営理念を踏まえて、建設的な議論のもと中期経営計画を決定しております。そして、重要な業務執行の決定はこの中期経営計画に基づき行っております。

また、取締役会は、各取締役から業務の執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行ない、各取締役は必要に応じて問題点の指摘や改善意見の陳述を行っております。

補充原則4-1①

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会で判断・決定する事項として「取締役会決議事項」を定め、それ以外の事項についても経営会議、代表取締役、担当取締役、事業部長等の意思決定機関ごとに「決議・決裁基準」を定めております。

補充原則4-1②

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や当社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、計画内容の根拠やその背景、事業環境などを、適時開示や当社ウェブサイトでの公開により、株主に説明するとともに、その実現に向けて最善の努力を行っております。また、業績目標が未達に終わった場合には、その原因、当社が行った対応の内容を十分に分析し、当社ウェブサイト等で説明するとともに、その分析を次期以降の計画に反映させております。

補充原則4-1③

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)について適切に監督を行うべきである。

当社は、会社の持続的成長のためには後継者計画が重要な課題と考えており取締役会及び経営会議で適切に計画を検討、立案し、実行していきたいと考えております。現在もその検討に鋭意取り組んでおり、後継者計画の実施に向けて取り組みを進めてまいります。

原則4-2 取締役会の役割・責務(2)

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社では、取締役会への提案は随時受け付けており、上程された提案については、経営会議で審議・検討のうえ承認されたものが取締役会で審議されております。

また、承認された提案が実行される際には、迅速・果断に意思決定できるよう取締役会や各取締役が経営陣幹部に対して支援を行っております。

なお、常勤取締役の報酬について、中長期の業績を反映させるため、月額報酬の一部を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

補充原則4-2①

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

常勤取締役の報酬について、中長期の業績を反映させるため、月額報酬の一部を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

原則4-3 取締役会の役割・責務(3)

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

個々の取締役の評価については、業績等を踏まえて経営陣幹部が審議した結果を、取締役会に報告し承認しております。なお、当社は独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会を設置しており、本委員会は、取締役の報酬及びその決定方針並びに取締役の各候補者案について、当社の業績の評価を考慮してそれぞれ審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

開示情報の内容は、取締役会が審議し承認をしております。また、内部統制及びリスク管理の体制については、それぞれ社内規程が制定され、担当部署を設置しております。

関連当事者との間における利益相反取引については、取締役会決議事項として取締役会において決議しております。

補充原則4-3①

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

経営陣幹部を含めた取締役の選任及び解任については、業績等を踏まえ経営陣幹部が審議した結果を取締役に上程して決議しております。

なお、今後も、より一層公正かつ透明性の高い手続きに従い経営陣幹部を含む取締役の選任及び解任を実行する体制を構築してまいります。

補充原則4-3②

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

コンプライアンス、財務報告に係る内部統制については、それぞれ社内規程を定め担当部署を設置し、リスク管理については社内規程と社内委員会を設置して、管理体制を整備・構築しております。

また、内部統制については代表取締役が、それ以外についてはそれぞれの体制の担当取締役が、取締役会に運用状況や監査結果を報告し、取締役会においてその運用が有効になされているか監督を行っております。

原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役会は、東京証券取引所の独立性基準を満たす社外監査役2名を含んでおり、独立した客観的な立場から経営陣の監督を行い、また、高い専門知識や経験を活かして、取締役会で意見を述べております。

補充原則4-4①

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査役3名のうち2名を社外監査役として、また、1名を常勤監査役として選任しており、社外監査役2名は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしております。

常勤監査役は、社内の取締役会、経営会議等重要な会議に参加し、監査役として意見を述べるとともに、これらの会議で収集した情報を社外監査役と共有しております。また、常勤監査役が収集した情報は、社外取締役とも、必要に応じて共有しております。

原則4-5 取締役・監査役等の受託者責任

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

取締役は、株主をはじめとするステークホルダーとの協働を心がけ、株主の信任に応えるべく、持続的な企業価値の向上のためその能力を発揮し、取締役としての職務を執行しております。

監査役は、株主の負託を受け、企業の健全性を確保し、監査役としての職務を執行しております。

原則4-6 経営の監督と執行

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、社外取締役を複数名（現在2名）選任しており、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

原則4-7 独立社外取締役の役割・責務

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

現在、当社には独立社外取締役は2名おり、それぞれが多様な分野における専門的な知識及び経験を活かし、業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能を果たすとともに、株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映する体制としております。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである。

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる能力と経験を備えた独立社外取締役を2名選任しております。

補充原則4-8①

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、独立社外取締役は、必要に応じて独立社外監査役との会合を開催しており、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有体制を確保しております。

補充原則4-8②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社では、独立社外取締役がそれぞれ必要に応じて、当社の総務部を通して、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を行う体制を確保しております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を選任の基準としております。なお、独立社外取締役の候補者を選定する場合は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。

原則4-10 任意の仕組みの活用

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しております。また、社外役員が全体の5分の2を占めており、当社の重要事項を決定する際には、適切な関与・助言を行っており、取締役会を監督しております。

当社は独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会を設置しており、本委員会は、取締役の報酬及びその決定方針並びに取締役の各候補者案についてそれぞれ審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

補充原則4-10①

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社の独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、独立社外取締役及び独立社外監査役を含む社外役員が、取締役会において当社の重要事項を決定する際に、適切な関与・助言を行っております。

なお、当社は独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会を設置しており、本委員会は、取締役の報酬及びその決定方針並びに取締役の各候補者案についてそれぞれ審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、専門知識や経験等が異なる人材で構成されております。なお、中長期的な企業の成長、競争力強化、著しいビジネス環境の変化に迅速に対応するために、今後も取締役・監査役の多様化に努めてまいります。

当社の監査役は、それぞれが監査役としての必要な知識を有し、また、法律、財務および会計、経営等の専門的知識を有しております。

補充原則4-11①

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の考え方と、取締役候補者の指名についての考え方を一致させております。

なお、取締役候補者の指名の方針及び手続きにつきましては、原則 3-1(iv)をご参照ください。

また、当社は定款で取締役の員数を7名と定めておりますが、これは迅速な意思決定を進めていく上で適切な員数であると考えております。

補充原則4-11②

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の取締役・監査役は、それぞれの役割や責務を適切に果たすために十分な時間と労力を充てております。また、当社の取締役及び監査役の兼任の状況は、毎年、定時株主総会の招集通知に記載しております。

補充原則4-11③

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価及び分析を実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりであります。

〔評価及び分析の方法〕

平成 29 年 4 月に取締役会の構成員である全ての取締役及び監査役を対象にアンケートを実施しました。なお、外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。

〔評価及び分析の結果の概要〕

調査の結果、当社の取締役会はおおむね実効的に機能しており、取締役会全体の実効性は確保されていると認識しております。

一方で、「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「取締役・監査役に対する支援体制」、「トレーニング」、「株主(投資家)との対話」及び「自身の取組み」につき、更なる見直しが必要という意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題について共有しました。

今後、当社取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

原則4-12 取締役会における審議の活性化

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社は、取締役会に上程される決議事項及び報告事項のすべてにおいて、社外取締役を含む取締役会出席者全員が活発な意見交換を行っております。今後、更に自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めてまいります。

補充原則4-12①

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社は、取締役会の年間スケジュールを作成し、予想される審議事項の年間計画を立て、なおかつ取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定しております。

そして、独立社外取締役を含む取締役が意思決定に必要な情報の提供を求めた場合、取締役会事務局である総務部が中心となり必要な情報を取りまとめ随時提供しております。現在は、秘密保持等の情報管理を重視し取締役会の日に先立って必要な資料等を配布できておりませんが、今後は取締役会の審議の活性化の実現のため、取締役会に必要な資料等をできるだけ前広に配布されるように努めてまいります。

原則4-13 情報入手と支援体制

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ提供を求め、情報提供を求められた部門は情報や資料を適宜提供しております。取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っております。監査役については、監査役を支援する人員を配置しておりませんが、監査役

の職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援に当たる体制としています。

補充原則4-13①

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

各取締役は、取締役会における適切な意思決定のため、自身が有する情報に不足があると判断した場合は、取締役会事務局である総務部や関連する部門に情報提供を求めております。各監査役は、監査にあたり情報収集を行い、不足する情報が有る場合は、取締役や関連する部門に情報提供を求めております。

補充原則4-13②

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役及び監査役は、業務上必要と認められる場合は、弁護士やコンサルタント等の外部の専門家から助言を得ております。なお、その費用負担は会社に請求できる体制となっております。

補充原則4-13③

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査部署である内部監査室は、年2回の現地監査を実施しており、その結果を取締役会で各取締役に報告・指示するという体制により、取締役との連携を図っております。また、内部監査室は、監査役と共に現地監査を実施する他、日常的に情報交換を行う等により、監査役との連携を図っております。

当社では、社外取締役及び社外監査役に対しても取締役会事務局である総務部が必要な情報提供・連絡及び調整を行っており、これに加えて常勤の取締役が適宜情報提供を行っております。

原則4-14 取締役・監査役のトレーニング

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社の取締役及び監査役は、法律、コーポレートガバナンス及び経営課題に関する研修を受ける等のトレーニングを行ない、必要な知識の習得及び適切な更新に努めております。また、新任者を主として、取締役・監査役は、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しております。その際の費用負担は当社に請求できることとなっております。

補充原則4-14①

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役または監査役が新たに就任する際は、当社の事業・財務・組織等についての説明や研修を行い、就任後は事業や経営に関する情報を適宜提供するとともにセミナーや研修の紹介等トレーニングへの参加を推奨しております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

補充原則4-14②

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングの方針として以下のとおり定めております

- ① 取締役または監査役が新たに就任する際は、当社の事業・財務・組織等についての説明や研修を行う
- ② 取締役または監査役の就任後は、取締役及び監査役は各自で随時トレーニングを行い、当社もセミナーや研修の紹介等トレーニングへの参加を推奨する
- ③ 取締役または監査役のトレーニングの費用は、原則として当社が負担する

■第5章 株主との対話■

基本原則5

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家との建設的な対話が重要であると認識しております。当社では、株主・投資家との対話を担当する経営企画・財務本部を設置し、代表取締役が統括し、経営企画・財務本部、管理本部担当取締役が補佐する体制としております。今後はさらに、当社の経営戦略に対する理解をより一層深めるための体制の整備を検討してまいります。当社は、適時かつ適切な情報開示を行い、当社の経営方針や経営状況をわかり易く説明して、株主・投資家の理解を得られるよう努めております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社の株主・投資家との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりとなります。

- (i) 当社では、株主・投資家との対話については、代表取締役が統括し、経営企画・財務本部、管理本部担当取締役が補佐する体制としております。
- (ii) 株主・投資家との対話を促進するため、社内の関連部署は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、必要かつ適切な連携を取りながら、適時かつ適正な情報開示を行う体制を整備しております。
- (iii) 当社は、株主・投資家との対話を促進する手段として、当社ウェブサイトですら四半期ごとの決算説明資料を公開しているほか、事業報告書やファクトブックなどにより情報開示を充実してまいります。
- (iv) 株主・投資家との対話において把握された意見につきましては、各取締役にフィードバックし情報を共有しております。
- (v) 当社では、業務、運営、財産に関する事実、決算及び業績予想等に関する未公表の事実を厳重に管理する内部情報等管理規程を定め、社内でインサイダー情報の管理を行なうとともに、一方で、株主・投資家との対話もかかる規程に従って行っております。また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、株主・投資家との対話を制限しております。

補充原則5-1①

株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主・投資家との面談については、経営企画・財務本部を窓口として、IR担当者が対応しております。また、株主・投資家の要望によっては、合理的な範囲で代表取締役または経営企画・財務本部、管理本部担当取締役が面談に対応するよう取り組んでおります。

補充原則 5-1②

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

- (i) 当社では、株主・投資家との対話については、代表取締役が統括し、経営企画・財務本部、管理本部担当取締役が補佐する体制としております。
- (ii) 株主・投資家との対話を促進するため、社内の関連部署は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、必要かつ適切な連携を取りながら、適時かつ適正な情報開示を行う体制を整備しております。
- (iii) 当社は、株主・投資家との対話を促進する手段として、当社ウェブサイトで四半期ごとの決算説明資料を公開しているほか、事業報告書やファクトブックなどにより情報開示を充実してまいります。
- (iv) 株主・投資家との対話において把握された意見につきましては、各取締役にフィードバックし情報を共有しております。
- (v) 当社では、業務、運営、財産に関する事実、決算及び業績予想等に関する未公表の事実を厳重に管理する内部情報等管理規程を定め、社内でインサイダー情報の管理を行なうとともに、一方で、株主・投資家との対話もかかる規程に従って行っております。また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、株主・投資家との対話を制限しております。

補充原則5-1③

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年3月末及び9月末時点における株主名簿及び当社株式に関する大量保有報告書を適宜確認することにより、当社の株主構造の把握に努めております。なお、実質株主の把握については、合理的な範囲で行なうよう努めてまいります。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は中期経営計画を策定して、収益目標として売上高、営業利益、営業利益率等の目標値を提示し、収益目標達成のための戦略及び施策を、それぞれ当社ウェブサイトで開示しております。また、中期経営計画の資本政策は、原則1-3で開示した資本政策に沿っております。